

「指定居宅介護支援」重要事項説明書
居宅介護支援センターわたなべ
令和7年4月1日版

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第2375700057号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とその家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人 瑞心会
- (2) 法人所在地 愛知県知多郡美浜町大字野間字上川田 4 5 番地の 2
- (3) 電話番号 0 5 6 9 - 8 7 - 2 1 1 1
- (4) 代表者氏名 理事長 渡 邊 靖 之
- (5) 設立年月 昭和 5 1 年 7 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所 愛知県 2 3 7 5 7 0 0 0 5 7 号
- (2) 事業の目的

医療法人瑞心会が開設する居宅介護支援センターわたなべ（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的としています。

- (3) 事業所の名称 居宅介護支援センターわたなべ
- (4) 事業所の所在地 愛知県知多郡美浜町大字野間字上川田 4 5 番地の 2
- (5) 電話番号 0 5 6 9 - 8 7 - 2 1 1 1
- (6) 事業所長（管理者） 氏名 本田 文祐
- (7) 当事業所の運営方針

- ①事業所の介護支援専門員は、利用者の人格を尊重し要介護の心身の特性をふまえて、その有す能力に応じて可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるように、配慮して行います。
- ②事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ③事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。
- ④事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、医療機関等との連携を図り、総合的なサービスの構築に努めるものとします。
- ⑤介護保険上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するように努めます。

- (8) 開設年月 平成 1 1 年 8 月 3 1 日
- (9) その他 諸帳簿については適正に保管しています。閲覧をご希望の場合はお申し出ください。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

美浜町全域

南知多町全域（日間賀島・篠島を除く）

常滑市の坂井、広目、小鈴谷、井戸田町、唐崎町地区

※ 上記以外の地域への事業の実施については、ご相談ください。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月 ～ 土 ただし、国民の休日に関する法律に規定する休日、ならびに 12月31日～1月3日までを除きます。
受付時間	月～土 8：30～17：30
サービス提供時間帯	月～土 8：30～17：30

※電話等により、24時間常時連絡が可能となっています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1名	0名	1名
2. 介護支援専門員	3名	0名	1名

○管理者：事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います。

○介護支援専門員：指定居宅介護支援の提供に必要な申請書類の作成や利用

計画の作成を行い、関係市町村との連絡調整や受給資格の確認等を行う他、居宅サービス提供機関や他の居宅支援事業所との連絡調整を行います。1人当たりの担当件数は45件未満とします。

5. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
 - ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～7条、第9条参照）

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続し、居宅サービス計画の実施状況を把握します。居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。指定居宅サービス事業者等の担当者から、個別サービス計画の提出を求め、意識の共有を図ります。ご利用者及びそのご家族等の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 医療機関との連携

ご利用者が医療系サービスを希望されている場合は、主治医に意見を求め、またケアプランを交付いたします。ご利用者様が医療機関に入院された場合は、医療機関と連携を取り、退院後の在宅生活へスムーズに移行出来るよう必要な援助を行います。入院された時には担当ケアマネジャーの氏名等を入院先の医療機関にお伝えください。

⑥ 障害福祉制度の相談支援専門員との連携

障害福祉サービスを利用されてきたご利用者が、介護サービスを利用される場合は、障害福祉制度の相談支援専門員と連携に努めます。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

費用	費用	備考
居宅介護サービス計画費	要介護 1 又は要介護 2 10,860 円 要介護 3～要介護 5 14,110 円	1 ヶ月当たりの料金
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円	要介護の方
初回加算	3,000 円	対象者のみ
入院時情報連携加算	入院時情報連携加算（Ⅰ）2,500 円 入院時情報連携加算（Ⅱ）2,000 円	対象者のみ
退院・退所加算	退院・退所加算Ⅰ（イ）4,500 円／回 退院・退所加算Ⅰ（ロ）6,000 円／回 退院・退所加算Ⅱ（イ）6,000 円／回 退院・退所加算Ⅱ（ロ）7,500 円／回 退院・退所加算Ⅲ 9,000 円／回 （1 回／入院を限度とする）	対象者のみ
通院時情報連携加算	500 円／月 （1 回／月を限度とする）	対象者のみ
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円	対象者のみ
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円／回 （2 回／月を限度とする）	対象者のみ

（２）交通費（契約書第 9 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ① 通常の実施区域を越えてから片道おおむね 15 キロメートル未満 400 円
 - ② 通常の実施区域を越えてから片道おおむね 15 キロメートル以上 500 円
- 以後 5 キロメートル増す毎に 100 円増加

7. サービスの利用に関する留意事項

（１）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

【 担当介護支援専門員 氏名 _____ 】

（２）介護支援専門員の交替（契約書第 8 条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者及びご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

（３）居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

- (4) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりです。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 本田 文祐
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

- (1) 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

- (2) 処理経過及び再発防止策の報告

(1) の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

11. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 2. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3. 苦情の受付について

- (1) 苦情の対応 当事業所における苦情や相談に対する解決責任者は以下のとおりです。

○苦情解決責任者 医療法人 瑞心会 理事長 渡邊 靖之

- (2) 苦情の受付 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（苦情受付担当者） 氏名 本田 文祐

○受付時間 原則として、毎週月曜日～金曜日（9：00～17：00）

担当者が不在の場合は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に引き継ぎます。また、ご意見箱を事務所窓口に設置しています。

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

美浜町役場 福祉課高齢介護係	所在地 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 電話番号 0569-82-1111 F A X 0569-83-0755 受付時間 窓口受付時間内
南知多町役場 健康介護課高齢者介護係	所在地 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地 電話番号 0569-65-0711 F A X 0569-65-0694 受付時間 窓口受付時間内
武豊町役場 福祉課	所在地 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地 電話番号 0569-72-1111 F A X 0569-72-1115 受付時間 窓口受付時間内
半田市役所 高齢介護課	所在地 愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地 電話番号 0569-21-3111 F A X 0569-23-6061 受付時間 窓口受付時間内
常滑市役所 高齢介護課	所在地 愛知県常滑市新開町四丁目 1 番地 電話番号 0569-34-7744 F A X 0569-36-3550 受付時間 窓口受付時間内
国民健康保険団体連合会	所在地 愛知県名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号 電話番号 052-971-4165 F A X 052-962-8870 受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁一丁目 50 番地 (愛知県社会福祉会館内) 電話番号 052-212-5515 F A X 052-212-5514 受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。(実費負担)
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者又はご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者又はご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前(※最大7日)までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者及びご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時及び居宅介護支援実施時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又はご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4. サービスの利用状況について

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	16.93%
通所介護	42.20%
地域密着型通所介護	1.91%
福祉用具貸与	56.74%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションオレンジ 49.30%	武豊福寿園ヘルパーセンター 19.02%	美浜町社会福祉協議会ヘルパーステーション 16.91%
通所介護	美浜町デイサービスセンター 73.45%	社会福祉法人あぐりす実の会 8.48%	でいさーびす日向 7.07%
地域密着型通所介護	デイサービスクオーレ 75.00%	ディアソシエ 25.00%	
福祉用具貸与	東海エイド西尾 30.89%	株式会社ケアショット 25.63%	ダスキンヘルスレント知多半島ステーション 13.45%

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅介護支援事業所 居宅介護支援センターわたなべ

説明者 職 名 介護支援専門員

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

利用者は心身の状況等により署名ができない為、本人の意思を確認のうえ、上記署名を代筆しました。

代筆者 住 所

氏 名 印

(本人との関係)